

## 令和 2 年 2 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和 2 年 2 月 2 1 日 (金)	午前 1 0 時 0 0 分	
◇閉 会	令和 2 年 2 月 2 1 日 (金)	午前 1 1 時 0 0 分	
◇会 場	3 F 「教育委員会会議室」		
◇出席者	教育委員会		
	・教育長	岸 田 隆 博	
	・教育長職務代理者	深 田 俊 郎	
	・教育委員	安 田 真 理	
	・教育委員	横 山 真 弓	
	・教育委員	出 町 慎	
	・教育部長	藤 原 泰 志	
	・学事課長	前 川 孝 之	
	・子育て支援課長	上 田 貴 子	
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長	長 奥 喜 和	
	・教育総務課長	足 立 勲	
	・学校教育課副課長	足 立 和 宏	
	・教育総務課庶務係長	芦 田 将 司	

(岸田教育長)	<p>それでは、ただいまから 2 月の定例教育委員会を開催いたします。 会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますようお願いをいたします。</p>
<b>日程第 1</b>	<p style="text-align: center;">前回会議録の承認</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 1、前回会議録の承認についてですが、1 月 2 7 日の定例教育委員会会議録の承認は、中村委員と出町委員にお願いいたしました。</p>
<b>日程第 2</b>	<p style="text-align: center;">会議録署名委員の指名</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 2、本日の会議録の署名は、深田教育長職務代理者と横山委員にお願いをいたします。</p>
<b>日程第 3</b>	<p style="text-align: center;">報告事項</p> <p style="text-align: center;">(1) 教育長報告</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 3、報告事項に入ります。(1) 教育長報告について報告をいたします。1 ページの行動報告に基づきまして報告いたしますので、ご覧ください。</p> <p>1 月 2 9 日には、川崎市にある私立洗足学園小学校と横浜市立日枝小学校を訪問してまいりました。今、1 枚、別添資料を、カラー刷りのものを配っておりますが、それが授業の風景です。川崎市にある私立洗足学園小学校では、1 人 1 台のタブレットを活用した取組や授業風景を視察してまいりました。御存じのとおり、国では、1 人 1 台の PC 端末と高速大容量のネットワークを一体的に整備する G I G A スクール構想を実現するために 2, 3 1 8 億円という大型予算を盛り込んだ今年度補正予算を可決・成立させたということでございます。</p> <p>それに伴いまして、各自治体では、1 人 1 台の端末、あるいは高速大容量のネットワーク整備を行うこととなります。丹波市におきましては、今</p>

年度から令和5年度までに、小学校1年生から中学校3年生まで、1人1台のPC端末を整備してまいります。具体的には、令和2年度に小学校5年生、6年生、中学校1年生、令和3年度に中学校2年、中学校3年生、令和4年度に小学校3年、4年、令和5年度に小学校1年、2年と順次、国の整備に準じて整備をします。高速大容量のネットワークにつきましては、令和2年度に整備をしたいと考えております。

私立洗足学園小学校では、iPadを使っていたけれども、1年生から4年生まで、授業を見せていただいたのですけれども、iPadが目立たない、普通の筆箱のように、子ども達は文房具のように使っていました。本当に必要なときにタブレットを取り出して調べたりまとめたりするというので、そういった使い方を丹波市におきましてもめざしていきたいと考えております。

横浜市立日枝小学校につきましては、持続可能な開発のための教育（ESD）が次期学習指導要領の改訂の全体において基盤となる理念であることから、このESDの実践で有名で、かつ、「カラフルな学校づくり」という著者としても注目を浴びています、住田昌治校長先生と意見交換をしたいと思ひまして、訪問させていただきました。ここでは、いわゆるカラフルというのがありますけれども、子ども達一人ひとり色が違って、一人として同じ子はいないということをお前提に、実践されているところで、本当に、ここは職員がとっても元気な学校です。この校長先生は、元気な学校は元気な教職員からということで取り組まれております。もちろん、ESDについても、特別なことではなくて、SDGsに出てくるような環境の問題であるとか、そういうようなことをいろいろと落とし込んでされているところでした。

それから、30日には、3回目となる兵庫パルプ工業との情報交換会を持ちました。生徒が登校する7時から8時の間、大型トラックの走行自粛に取り組んでいただいております、兵庫パルプの報告によりますと、1月10日以降、7時から8時の間はゼロ台ということで報告をいただきました。確かに、早く来たトラックは、タイヤカワ運輸というところに大きな駐車場がありますが、あそこでトラックが待機をしてくれておりました、通学の間はトラックが走らないということで協力いただいております。また、臭気、においですね、モニタリングにつきましては、2月末に工事が完成し、運用できる状態であるという御報告をいただきました。さらには、臭気の発生源になる場所につきまして、検出器を設定される予定になっていることを報告されるなど、企業として努力いただいているところを確認したところでございます。

2月3日には、国立教育政策研究所主催の『教育革新』プロジェクトに参加してまいりました。このプロジェクトは、AIやビッグデータ解析等の高度情報技術の進展においた教育革新をいかに実現していくかということをお目的に開催されたもので、文科省の幹部が全員そろっておりました。その中のシンポジウムの一つで、情報教育・外国語教育課の高谷課長の話が印象に残っておりましたので、紹介させていただきます。

高谷課長からは、OECDの結果からわかった日本の置かれている現状ということで、一つは、コンピューターを使って宿題をしない国ナンバーワンであると。②として、遊びでデジタル機器を使う国ナンバーワンであると。OECDの中の結果です。つまり、遊びで使っている割合がトップで、学習に使っている割合が一番下ということで、つまり、ICTを学びの道具として認識されていないと、日本においては認識されていないという発言がありました。また、保護者は、子どもがパソコンに向かっていたら、遊んでいないで勉強しなさいという実態があり、学校の学びでICTを使うのが普通だという理解がないという指摘もありました。

これらの根本の原因は、社会全体が学びとICTを連携させてこなかったことが一番大きいのではないかということで、こういったところから今回のGIGAスクール構想が加速度的に進んだ経緯があるということでした。

それから、4日には、安田新教育委員さんの辞令交付式を市長室でとり行いました。今後4年間、よろしく願いいたします。6日には、副市長を中心に関係部職員による山南中央公園機能移転に伴う協議を行いました。どの機能を移転するのか、その機能を移転するために和田中の校舎をどうするのかという協議を行いました。この協議につきましては今後も継続することになっております。

10日には、2回目のいじめ問題専門委員会を開催いたしました。この委員会のメンバーは、重大事態が発生した場合の第三者委員会として機能を果たすメンバーで、実施事案が発生した場合のアンケート内容、あるいは、その手順等について、その日は協議をしたところでございます。本来、そういった実施事案が起きたときに、第三者委員会を立ち上げるところが多いのですが、その立ち上げだけでも半年を要するということもありますので、丹波市では、第三者委員会を発足させておいて、迅速に対応できるように、年2回、話し合いをしております。

13日には、自然の家事務組協議会定例会が西宮で開催されました。議事はすべて終了したのですけれども、終了後、尼崎の稲村市長から、児童数が減少する中、尼崎市においては、今後、市立の美方高原自然の家で市内全小学校を受け入れることが可能であることから、令和4年度から自然学校の利用をすべて美方高原自然の家に移行し、脱退に向けた協議を進めてまいりたいという意向が表明されました。今後の対応につきましては、西宮市の市長が一旦引き取るということを表示されまして、西宮市が各市の連絡を含めて進めていくということが了承されました。教育委員会としても、今後の意見を整理しておく必要があると考えております。

18日には、第5回子ども・子育て会議が開催されまして、本日、机上配付されておりますけれども、丹波市子ども・子育て支援事業計画が策定されたところでございます。本日、説明させていただくこととしております。報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。何か質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、教育長報告を終わらせていただきます。

## (2) 寄附採納報告

(岸田教育長)

続きまして、(2) 寄附採納報告についてお願いいたします。  
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回の寄附採納報告は3件でございます。資料は6ページからとなっております。資料6ページでは、丹波市教育委員会に対しまして、丹波交通安全協会から新1年生用のランドセルカバーを、資料7ページでは、久下小学校に対しまして、1991年度卒業生有志一同様よりかんたんてんとを、資料8ページでは、黒井小学校に対しまして、黒井PTA様より加湿器を、それぞれ寄附申し出があり、これをありがたく採納することといたしましたので、御報告申し上げます。

なお、ランドセルカバーにつきましては、令和2年3月17日に受領をさせていただくということになっております。以上です。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

質問がないようですので、寄附採納報告を終わります。

(3) 行事共催・後援等報告

(岸田教育長)

続きまして、(3) 行事共催・後援等の報告について、お願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。行事共催・後援等の報告につきましては、資料の9ページに記載しておりますとおり、第57回丹波市茶華道大会初め、全部で3件です。今回の報告につきましては、すべてが後援の依頼で、初めての後援依頼はございません。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、特に問題がないため専決処分により許可をしたもので報告させていただきます。以上です。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問ありませんでしょうか。質問がないようですので、行事共催・後援等の報告を終わります。

(4) 第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画について

(岸田教育長)

その次、先ほど言いました第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画につきまして、御報告いただきます。

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長の上田でございます。それでは、第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画の策定について御報告申し上げます。資料は別冊でお配りいたしておりますものをご覧ください。

本計画については、昨年度に市民のニーズ調査を実施し、昨年度に1回、今年度に5回の丹波市子ども・子育て会議を開催し、委員の御意見をいただきながら策定を進めてまいりました。また、認定こども園などの幼児教育・保育や子育て支援に携わる施設などの御意見も頂戴しながら、パブリックコメントを経まして、2月18日の子ども・子育て会議で御承認をいただきましたので、急遽の御報告となりましたこと御了承ください。

次に、冊子の13ページをご覧ください。計画の概要ですが、この計画は、第1期計画に掲げる基本理念「みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く丹の里」と、それから、次のページ、基本的な視点としまして、子どもの視点、親の視点、地域の視点を、いずれも継承しまして、第2期の計画の基本に据えております。

また、15ページからの基本目標については、第1期計画に掲げましたいきいきとした子ども・子育ての地域づくり、健やかに生み育てる環境づくり、配慮の必要な子ども・家庭を支える仕組みづくりに加えまして、(4)の子育てに喜びを感じるまちづくりを設定し、子育てに理解がある、子育てしながら働く親を支援し、協力していく環境づくりを目標として新たに掲げています。

次に、計画の内容としましては、1ページから2ページに計画策定の趣旨を記載しております。それから、3ページから12ページに、子育てに関する現状、13ページから15ページに計画の基本的な考え方を、16ページから23ページに第1期計画についてのまとめを、24ページから27ページに重点的に取り組む事項を、28ページから38ページに区域

の設定や児童人口の推計、それから、33ページから52ページに幼児教育・保育や子育て支援事業の量の見込みと確保方策、53ページから61ページに市の子育て支援施策の展開について、それから、62ページから63ページにこの計画の推進体制を記載しております。

前回、12月25日の定例教育委員会で策定状況について報告をさせていただいておりますが、12月21日から令和2年の1月20日まで、パブリックコメントを実施いたしました。特に御意見はございませんでした。また、子育て会議委員からいただいた御意見をもとに、字句の訂正ですとか、語句の修正、言い回しの修正などを若干行っております。今後、3月4日に総務文教常任委員会へ報告をいたしまして、3月中に本計画の概要版を作成いたしまして、来年度から5年間、この計画に基づいて認定こども園やアフタースクールなどの子育て支援施策を展開してまいります。以上で、第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画の策定についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。非常にちょっと分厚い冊子なのですが、何かこれにつきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

本日配付ということですので、一読いただいて、何かありましたら、次の教育委員会でも結構ですので、御意見をいただきたいと思っております。

#### 日程第4

##### 議事

議案第6号 丹波市教育支援センター設置規則の制定について

議案第7号 丹波市適応指導教室設置要綱の制定について

議案第8号 丹波市教育相談室設置要綱の制定について

議案第9号 丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱の制定について

(岸田教育長)

それでは、先に進ませていただきます。日程第4、議事に入りたいと思っております。

議案第6号、丹波市教育支援センター設置規則の制定について、それから、議案第7号、丹波市適応指導教室設置要綱の制定について、議案第8号、丹波市教育相談室設置要綱の制定について、議案第9号、丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱の制定について、関連する議案となっておりますので、4議案まとめて一括で事務局より説明をお願いしたいと思います。

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

学校教育課副課長をしております足立でございます。どうかよろしくお願いたします。教育長からございましたように、議案第6号から第9号まで関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。まず資料、10、11ページをご覧ください。

児童生徒やその家族、学校関係者から不登校や子育て、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整えるとともに、早期に必要な連携がスムーズに行えるようにするため、レインボー教室、教育相談室、学校いじめゼロ支援チームを1カ所に集約し、丹波市教育支援センター、通称レインボーとして整備を進めます。

議案第6号は、そのための設置規則の制定となります。設置の目的は、先ほども申しましたが、第1条にありますように、不登校、いじめ等の教

育上の諸問題に対する指導、助言等を行い、各機関が常に連携して対応することにより相談体制の充実を図るため、丹波市教育支援センターを設置するとなります。

名称及び位置につきましては、第2条のとおりでございます。支援センターの業務は、第3条にありますように、適応指導に関する事、教育相談に関する事、いじめ問題に関する事、家庭、学校及び関係機関との連携に関する事、その他丹波市教育委員会が必要と認めることとなります。開設日、職員等については、第4条から第6条を参考にさせていただければと思います。

続きまして、12、13ページをご覧ください。議案第7号、丹波市適応指導教室設置要綱の制定についてでございます。

従来から丹波市適応指導教室、レインボー教室として開設しておりましたが、今回、丹波市教育支援センターの中に集約して開設するに当たり、改めて設置要綱の制定を行ったものでございます。

設置目的は、第1条にありますように、心理的若しくは情緒的理由により登校できない状態又は不登校傾向の状態にある児童生徒に居場所を提供し、当該不登校児童生徒の社会的自立を支援することを目的として、丹波市適応指導教室を設置するとなります。名称及び位置は、第2条のとおりでございます。事業内容は、第3条にありますように、適応指導、学習指導、家庭、学校及び関係機関との連携、教育関係職員の研修、その他丹波市教育委員会が必要と認める事業となります。

対象者は、第4条にありますように、適応指導教室に通級できる者は、丹波市に住所を有し、小中学校に在籍する不登校児童生徒で、次の各号のいずれにも該当する者とする。教育委員会において適応指導教室における指導及び助言が効果的と判断され、かつ、通級が可能な者。不登校児童生徒及びその保護者が適応指導教室に通級することを希望するもの。適応指導教室に通級を希望する児童生徒が在籍する学校長が適応指導教室に通級することを認めるもの、となります。職員や通級方法については、第5条から第9条を参考にさせていただけたらと思います。

続きまして、14ページをご覧ください。議案第8号、丹波市教育相談室設置要綱の制定についてでございます。

従来から丹波市教育相談室として開設しておりましたが、今回、丹波市教育支援センターの中に集約して開設するに当たり、改めて設置要綱の制定を行ったものでございます。

設置目的は、第1条にありますように、学校若しくは家庭生活に悩んでいる児童生徒、子育てにおいて悩みを持つ家族又は児童生徒の指導に悩んでいる学校関係者に対し、状況に応じた適切な相談活動の充実を図るため、丹波市教育相談室を設置するとなります。活動内容は、第3条にありますように、教育相談、訪問指導、家庭、学校、関係機関との連携、教育関係職員の研修、その他丹波市教育委員会が必要と認める事業となります。職員、相談方法等は、第4条から第6条を参考にさせていただけたらと思います。

続きまして、15ページをご覧ください。議案第9号、丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱の制定についてでございます。

従来から、丹波市学校いじめゼロ支援チームとして開設しておりましたが、今回、丹波市教育支援センターの中に集約して開設するに当たり、改めて設置要綱の制定を行ったものでございます。

設置目的は、第1条にありますように、丹波市立学校におけるいじめを中心とした問題行動の未然防止及び早期対応、早期解決並びに相談体制の充実を図るとともに、学校への多面的な支援を行うため、丹波市学校いじめゼロ支援チームを設置するとなります。名称及び位置は、第2条のお

りでございます。活動内容は、第3条、各学校のいじめ対応チームへの参加及び助言、児童生徒への心のケア、訪問指導、講話等の日常的な支援、日常的な相談業務、関係機関との連携、その他丹波市教育委員会が必要と認める事業となります。職員や相談方法については、第4条から第6条を参考にさせていただけたらと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。まず、議案第6号につきまして、何か御質問等ありませんでしょうか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。6号のほうから関連することですけれども、この設置場所の住所が書かれている場所がどの辺なのか、わからないのですが、それと、その場所を選定された立地的な理由が、何かいろいろあるのだらうと思いますけれども、御説明いただければと思います。

(岸田教育長)

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

学校教育課副課長です。場所は、黒井駅の前にあります発達支援センターがミルネのほうに移動しましたので、その跡地に入らせていただくということにしました。この立地条件ですけど、JRの黒井駅が非常に近いということで、レインボー教室に通っておられるお子さん、中学校の生徒が多いことから、自立的に通学できるというようなことがありまして、この場所を選定いたしました。以上です。

(岸田教育長)

よろしいですか。他にありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、センターということで、レインボーですが、そこにつくられるレインボー教室とか適応教室とか教育相談室とか書いてありますけれども、組織として、指導主事なり相談員さんの上いらっしゃるセンター長とか、あるいは、責任部署の方というのは、おられるのでしょうか。

(岸田教育長)

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

学校教育課副課長です。センターのセンター長としては、現在のところは置かない予定でおります。ただ、施設の管理者は、学校教育課の課長としております。また、構成人員としましては、適応指導教室に指導主事1名と指導補助員が2名、教育相談室に教育相談員が1名、いじめゼロ支援チームに指導主事1名と教育相談員が1名、計6名の体制となっております。以上でございます。

(岸田教育長)

よろしいですか。深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

今、6号をやっていますか。他のところでもいいですか。細かいところで申しわけないですけども、12ページの適応指導教室のところ、第4条ですけども、文言の訂正ですが、(1)(2)(3)と、最後は「者」になっているのですが、平仮名と漢字があるので、整えていただけたらと思います。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今御指摘いただいた点については、第1号で通級が可能な者と、漢字になっておりますので、ここに2号、3号を統一させていただくということで、訂正をお願いいたします。

(岸田教育長)

漢字の「者」に訂正をお願いいたします。

他にありませんでしょうか。議案第9号まででもいいですけど、ありませんでしょうか。

それでは、ないようですので、議案ごとに採決をしていきたいと思いません。

まず、議案第6号、丹波市教育支援センター設置規則の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第6号、丹波市教育支援センター設置規則の制定についてを承認いたします。

続きまして、議案第7号、丹波市適応指導教室設置要綱の制定について、採決をいたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第7号、丹波市適応指導教室設置要綱の制定についてを承認いたします。

続きまして、議案第8号、丹波市教育相談室設置要綱の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第8号、丹波市教育相談室設置要綱の制定についてを承認いたします。

続きまして、議案第9号、丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第9号、丹波市学校いじめゼロ支援チーム設置要綱の制定についてを承認いたします。

補足ですけれども、先ほど深田教育長職務代理者からありました件ですが、将来的には、この丹波市教育支援センターレインボーについては、不登校とかいじめとか、課題が山積しておりますので、センター化、今は集約しただけですけれども、センター化をして、駐車場等の整備等がうまく行けば、センター長、あるいは指導主事を置いて、研修施設としても活用

できるようにしていきたい。その都度、また経過報告させていただきますので、関係機関を1カ所に集約して、できるだけ丁寧に連携をとりながら、子ども達、保護者に対応できるスタートをこの4月から切るということで御理解をいただきたいと思います。

議案第10号 丹波市ICT活用教育プロジェクトチーム設置要綱の制定について

(岸田教育長)

それでは、続きまして、議案第10号、丹波市ICT活用教育プロジェクトチーム設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。  
足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

学校教育課副課長です。続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。議案第10号、丹波市ICT活用教育プロジェクトチーム設置要綱の制定について御説明申し上げます。

国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、令和2年度以降、すべての小中学校の児童生徒に対して、1人1台のタブレット端末の整備を進めてまいります。児童生徒が1人1台の端末を所持しながら、個別最適化された学びを展開していくことを想定し、より確実に情報活用能力等の育成を図っていくためには、これまでにはない環境の中で、どのような効果的な教育活動を展開していくことができるのか、児童生徒の学びのあり方はどうあるべきか等について、調査研究し、今後必要となる教職員の資質能力の向上に向けた研修体制の構築を図っていかねばなりません。そのために、有識者を交えたプロジェクトチームを設置し、ICTを効果的に利活用した教育内容等に関する研究に取り組んでいく必要があると考えます。

設置の目的は、先ほども申しましたが、第1条に記載しております。所掌事務は、第2条、丹波市ICT活用教育推進計画に関する事、児童生徒の情報活用能力を育む指導方法に関する事、教職員のICT活用指導力等の向上を図る研修に関する事、学校ICT環境整備に関する事、各項に掲げるもののほか、ICT活用教育推進に関する事としております。

組織は、第3条にありますように、8人以内とし、大学教授、准教授または客員研究員、小中学校校長会の代表、指導主事、教育部学事課教育情報管理係長、前各項に掲げるもののほか、教員代表及び識見を有する者となります。

任期、プロジェクトリーダー、会議、庶務等については、第4条から第8条を参考にさせていただけたらと思います。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。  
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

このプロジェクトチームですけれど、もう少し教育委員会の事務局の中で、学校を指導する立場として、どのような関わりを持っていくのか、もう少し詳しく説明をいただければと思いますけれども。

(岸田教育長)

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

学校教育課副課長です。実際のところ、今、メンバー構成をしておりますので、できましたら、年度内3月に会議を持ちたいと考えております。た

だ、どのように学校に関わっていくか等については、未確定な部分がありますので、これから考えてまいりたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理人。

(深田教育長職務代理人)

深田ですが、従来からずっとこの教育委員会の中でも、また、教育長のほうからも、このICTのことが、これからの学びの中心になっていくという、ある意味、中心になっていくというような話をずっと議論していますけれども、3月で会合して、それからやっていくということですが、事務局としても、教育委員会としても、こうしてほしいというような案を持って提案するというのもあってもいいのではないかと思います、その辺についてはどの様に思われていますか。

(岸田教育長)

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

学校教育課副課長です。所掌事務の中にも書いておりますが、まずは、個別最適化された教育というのがこれから重要視されていく、また、タブレットを使うだけではないですが、情報活用能力というのが、子ども達に育成していくと。そのことを中心に置いて進めていきたい思いはあります。それと、プロジェクトチームのメンバーとしては、今までプログラミング教育の研究室、プロジェクトチームをつくっておりますので、そこでお世話になっている大学教授の方を継続して、このプロジェクトチームに入っただけだと考えております。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理人。

(深田教育長職務代理人)

深田ですが、ということは、これまで従来から関わっていただいた方が丹波市のことを理解して、そして、新たな局面に向かっていくということで理解できますが、そこでも、先ほど質問しましたように、このチームがいろいろなことや、思いを市教委に提言してもらえると、力とか責任というような部署が、このプロジェクトチームにあるのかどうかというところですね。

(岸田教育長)

足立学校教育課副課長。

(足立学校教育課副課長)

今もプロジェクトチームを三つ立ち上げていますが、この令和元年度末でプロジェクトチーム終了となりますが、それぞれのチームから提言をいただくという形をとっておりますので、このICTの活用教育のプロジェクトチームについても、提言を最後いただくというようなことを考えております。

また、それまでにこちらとしてのどのような案を持っていくかについては、この後、詰めていきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいか。私のほうから補足をさせていただきますと、今回、一番重要になっているのは、情報活用能力というのが、これからの重要な資質能力であるという押さえ方が、新しい学習指導要領でされております。情報活用能力というのは、三つあって、情報活用の実践、情報の科学的な理解、それから、情報モラルに関すること、この三つです。その情報の科学的な理解の中に、プログラミング教育というものが入り込んできます。

重要なのは、情報活用の実践ということで、1人1台のタブレットが準備されるということで、文科省としては、文房具と同じようなマストア

アイテムという位置づけをしております。先ほど洗足小学校、学園小学校の例を言いましたけれども、本来は、あの授業を見せてもらいますと、子ども達が一つの課題を与えられたら、その課題解決に向けてタブレットを活用して授業を進めると。先生は、ほとんど板書をされない。前にも立たれない。子ども達の学びを支援してずっと回られるという、今までの私どもが今までやっていた授業というのは、先生が問題を出して、ノートに答えを書いて、発表してというような授業でなくて、そのタブレットから自分の考えは先生のところへオンラインでどんどんと入っていくので、先生はそれを見ていて、どの時点でどんな考え方を持っているかを見ながら、個別に対応していくという、非常に学びが多様化していきます。

この間、淡路の北淡小学校、委員の皆さんに見ていただきましたけれど、通常、あの様な形になります。先生が問題を出して、では、タブレットを出しましょう、使いましょう、タブレットを置きましょうと、そういうふうな初めの使い方ではなくて、子ども達が主体的な道具、マストアイテムとして使えるためには、どのような活用方法があるのか、あるいは、どのような単元で利用できるのか、そういったものをこのチームの中でいろいろと議論いただいて、提案をいただくということです。

令和2年度に、1人1台端末を整備するのですが、時期的に全部そろるのが2年度の終わり頃になるのではないかなど。これから県が共同発注していきますが、入札が5月頃と聞いておりますので、物が揃ってくるのに時間がかかるということが1点と、それから、高速大容量のネットワーク整備が全校でできるというのが非常に厳しい状況にあります。

そのようなことを勘案しますと、その期間にやはり入ってきた時に、すぐに使えるようなカリキュラムであるとか準備をしておかないと、1人1台の端末が来たけれども、全然使われませんというようなことでは、これからの教育、先ほどからずっと出ていますけれど、予測困難な時代を生き抜くための力をつけてやることができませんので、そのあたりの準備をしようということで、このプロジェクトチームを設置するという事で御理解をいただきたいと思っております。

他に何か御質問ありますか。よろしいですか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

質問ではなく、思いですけれども、この要綱の第5条、4番目ですが、5条の4項。リーダーに事故があるとき又は欠けたときというのが、文言があります。あらかじめ指名したメンバーがその職務を代理するという事を書いてありますが、代理の場合は、存在されていて、例えば、病気とか事故とかで、その方の代わりに行うということはありませんが、例えば死亡されたときというのは、もうその時点で、誰か代行するという、代行という言葉が、出てきますけれども、そのあたり、代理代行を行うということで済むのか、あるいは、文言の書き方がいいのかどうか分かりませんが、考えておいていただいたらと思っておりますけれど。

(岸田教育長)

暫時休憩します。

(休憩)

(岸田教育長)

再開します。

ただいまの深田教育長職務代理者からの御意見ですけれども、この文言で特に問題はないと判断をしておりますので、このままで行かせていただきたいと思っております。

他にありませんでしょうか。

なければ、採決をいたします。

議案第10号、丹波市ICT活用教育プロジェクトチーム設置要綱の制定について、同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第10号、丹波市ICT活用教育プロジェクトチーム設置要綱の制定についてを承認いたします。

議案第11号 丹波市小・中学生、高校生全国大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第11号、丹波市小・中学生、高校生全国大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱について、事務局より説明をお願いします。

前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川です。それでは、議案第11号、丹波市小・中学生、高校生全国大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱の制定について説明を申し上げます。資料は18ページ、19ページでございます。

今回の改正は、公益財団法人日本体育協会の名称が公益財団法人日本スポーツ協会に変更となったために、第2条第1項第2号の名称変更のみを行うものでございます。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

なければ、採決をいたします。

議案第11号、丹波市小・中学生、高校生全国大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第11号、丹波市小・中学生、高校生全国大会出場激励金支給要綱の一部を改正する要綱についてを承認いたします。

議案第12号 丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について【承認】

(岸田教育長)

続きまして、議案第12号、丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局より説明をお願いします。

前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川です。それでは、議案第12号について説明を申し上げます。資料は20ページから23ページとなります。まず、22ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1条では、要綱の基礎となります上位規則の取扱を追加し、見出しを目的から趣旨に改めております。次に、第4条中「10,000円を控除した額」とありますが、これを「8,000円を控除した額」に改めまし

て、補助の額を厚くしております。

それから、第5条第5項中の「前4項」とあります部分を「前各項」に改めまして、第6条の次に、新たに第7条を加え、第7条以下を1条ずつ繰り下げております。新たに加えます第7条は、通学定期券の解約を行った場合の取扱を追加しております。また、第7条から繰り下がった第8条では、現行の7条になるわけですけれども、「虚偽の申請～判明した」までを「丹波市規則第42号の該当部分」に置きかえまして、それから、「取り消すことができる」という部分を「取り消すものとする」に改めます。

次に、20ページをご覧ください。附則の第1項では、施行期日を令和2年4月1日としております。それから、附則の第2項は、特例措置としまして、令和2年3月31日以前に購入した場合の取扱を明記しております。それから、附則の第3項は、経過措置としまして、施行期日前に購入をし、補助金を受けている者に対して、施行期後も有効期間を継続する場合、定期券の有効期間が継続している場合ですね、当該期間にかかわる補助金の差額について交付申請を行えるというものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ、採決したいと思います。

議案第12号、丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第12号、丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを承認いたします。

議案第13号 丹波市立小中学校廃校施設利活用検討支援補助金交付要綱を廃止する要綱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第13号、丹波市立小中学校廃校施設利活用検討支援補助金交付要綱を廃止する要綱について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第13号、丹波市立小中学校廃校施設利活用検討支援補助金交付要綱を廃止する要綱について、御説明申し上げます。資料は24ページとなっております。

本要綱制定時の平成28年度は、廃校利活用について、明確な所管部署がないことから、学校施設を管理している教育委員会が所管し、本要綱を定めましたが、平成29年度からは、廃校利活用については、市長部局で所管することとなり、同様の要綱が市長部局においても制定されている状況でございます。

今後においても、廃校利活用は、市有財産の有効活用の観点から、市長部局で所管をされるため、本要綱を活用しての事業実施はないという判断をしたため、今回、廃止するものであります。

以上で、丹波市立小中学校廃校施設利活用検討支援補助金交付要綱を廃止する要綱についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

質問がありませんので、採決いたします。

議案第13号、丹波市立小中学校廃校施設利活用検討支援補助金交付要綱を廃止する要綱についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第13号、丹波市立小中学校廃校施設利活用検討支援補助金交付要綱を廃止する要綱についてを承認いたします。

議案第14号 丹波市山南地域統合中学校の校名決定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第14号、丹波市山南地域統合中学校の校名決定について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第14号、丹波市山南地域統合中学校の校名決定について御説明申し上げます。資料は25ページ、26ページとなっております。

山南地域の山南中学校、和田中学校が統合し、令和5年4月開校予定の統合中学校の校名を丹波市山南地域市立中学校統合準備委員会において選定いただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものです。資料25ページをご覧ください。

1の統合中学校名は、丹波市立山南中学校とします。2の校名選定経過につきましては、資料26ページをご覧ください。この中の、1)募集方法及び募集結果につきましては、丹波市在住者及び丹波市内小中学校卒業者を対象に令和元年10月1日から11月29日の約2カ月間、募集を行い、73件、32校名の応募がありました。2)の選定結果でございますが、統合準備委員会総務部会で一次選考、二次選考により、5候補の校名に絞っていただき、全体の統合準備委員会で当日出席委員28名の投票により、「山南」に決定いただきました。投票結果については、記載のとおりとなっております。3)今後の予定といたしましては、丹波市立学校設置条例の一部改正が必要となっておりますが、議会への提案時期は、現時点では未定でございます。

資料25ページにお戻りください。3の開校予定日は、統合準備委員会でも決定いただいております令和5年4月1日の開校を予定しております。4の開校予定場所は、現山南中央公園のある丹波市山南町谷川1348番地です。

以上で、丹波市山南地域統合中学校の校名決定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。大変申しわけございません。1点、議案のほうの訂正をお願いしたいのですが、議案文の「山南地域の山南中学校」が

正しいのですが、「小学校」となっておりますので、「中」に訂正をお願いいたします。

(岸田教育長)

1行目の「山南地域の山南小学校」となっているところを、「山南中学校」に訂正願います。

何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

質問がないようですので、採決をいたします。

議案第14号、丹波市山南地域統合中学校の校名決定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第14号、丹波市山南地域統合中学校の校名決定についてを承認いたします。

## 日程第5

その他

(岸田教育長)

日程第5、その他に入ります。その他、各課から連絡事項はありませんでしょうか。

## 日程第6

次回定例教育委員会の開催日程

(岸田教育長)

なければ、日程第6、次回定例教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。次回の定例教育委員会は、3月27日金曜日、午後3時からの開催でお諮りします。会場につきましては、この会場、市役所山南庁舎教育委員会会議室での開催をお願いいたします。事務局からは以上です。

(岸田教育長)

事務局からの提案がありましたが、3月27日金曜日午後3時、予定は大丈夫でしょうか。

それでは、3月の定例教育委員会の日程は、3月27日金曜日午後3時から、山南支所教育委員会会議室で開催をいたします。

以上をもちまして、全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。